

	<h1>池田市公報</h1>	<b>第120号</b> 発行所 池田市役所 発行者 池田市長 瀧澤智子 編集 総合政策部 法制課
令和8年2月1日発行		

---

目 次

---

条 例

○ <a href="#">池田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例</a> .....	2
○ <a href="#">池田市事務分掌条例の一部を改正する条例</a> .....	7
○ <a href="#">池田市行政手続条例の一部を改正する条例</a> .....	8
○ <a href="#">池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例</a> .....	9
○ <a href="#">池田市印鑑条例の一部を改正する条例</a> .....	9
○ <a href="#">池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</a> .....	9
○ <a href="#">池田市市税条例の一部を改正する条例</a> .....	9
○ <a href="#">池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</a> .....	11
○ <a href="#">池田市保育所等設置認可等審議会条例の一部を改正する条例</a> .....	12
○ <a href="#">池田市都市計画法施行条例の一部を改正する条例</a> .....	12
○ <a href="#">池田市道路占用料条例等の一部を改正する条例</a> .....	12
○ <a href="#">池田市火災予防条例の一部を改正する条例</a> .....	18
○ <a href="#">池田市ホームヘルパー手数料条例を廃止する条例</a> .....	19
○ <a href="#">人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例</a> .....	19
○ <a href="#">教育公務員特例法第13条第2項の条例で定める校務の種類を定める条例</a> .....	43
○ <a href="#">池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例</a> .....	43
○ <a href="#">池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</a> .....	44

規 则

○ <a href="#">池田市表彰条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	44
○ <a href="#">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等施行細則の一部を改正する規則</a> .....	44
○ <a href="#">児童福祉法による障害児通所給付費等の支給及び障害児通所支援等の措置に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	46
○ <a href="#">職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	49
○ <a href="#">池田市公示令達規則の一部を改正する規則</a> .....	50
○ <a href="#">池田市不服審査法の規定に基づく行政手続の実施に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	50
○ <a href="#">池田市聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	50
○ <a href="#">行政手続法及び池田市行政手続条例の規定に基づく行政手続の実施に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	51
○ <a href="#">池田市ホームヘルパー手数料条例施行規則を廃止する規則</a> .....	52
○ <a href="#">池田市火災予防条例施行規則及び池田市消防法施行細則の一部を改正する規則</a> .....	52
○ <a href="#">池田市公印規則の一部を改正する規則</a> .....	53

市 議 会

○ <a href="#">池田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程</a> .....	53
---	----

教育委員会

○ <a href="#">教育公務員特例法第25条第5項及び第6項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	53
○ <a href="#">池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	54

本号には、令和7年10月2日から令和8年1月1日までに公布等をした条例及び規則のほか、市議会の規程及び教育委員会の規則を登載しています。

## 条 例

池田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年1月23日

池田市長 瀧澤智子

池田市条例第40号

池田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

　第1節 利用定員に関する基準（第4条）

　第2節 運営に関する基準（第5条—第33条）

第3章 雜則（第34条）

附則

　第1章 総則

　（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市及び他の市町村、特定教育・保育施設等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

　第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

　第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市及び他の市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
  - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に對し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供し

た特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(不正行為等による受給に係る市長への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をう等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した

場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市長への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行なうことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行なうことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成するものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方法

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得

ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

---

池田市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

池田市長 瀧 澤 智 子

池田市条例第41号

池田市事務分掌条例の一部を改正する条例

池田市事務分掌条例（平成7年池田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 健康福祉部

(5) こども未来部

第1条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第2条第8号中「財政」を「秘書及び涉外」に改め、同条中第9号を削り、第10号を第9号とし、同条第11号中「広聴、市民相談、情報公開及び個人情報保護」を「人事、給与、研修及び福利厚生」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第12号を第1号とし、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(15) 市民の自治活動に関する事項

第3条第3号中「秘書及び涉外」を「広聴、市民相談、情報公開及び個人情報保護」に改め、同条第4号中「人事、給与、研修及び福利厚生」を「財政」に改め、同条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) ボートレースに関する事項

第4条中第10号を削り、第11号を第10号とし、同条に次の3号を加える。

(11) 環境に関する事項

(12) 公害に関する事項

(13) 清掃その他環境衛生に関する事項

第5条（見出しを含む。）中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 保健（母子保健を除く。）に関する事項

第6条（見出しを含む。）中「子ども・健康部」を「こども未来部」に改め、同条第4号中「保健」を「母子保健」に改める。

第7条を削る。

第8条中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第4号を削り、第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

(1) 都市計画及び区画整理に関する事項

(2) 住宅に関する事項

(3) 交通政策に関する事項

第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（池田市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

2 池田市特別職報酬等審議会条例（昭和41年池田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部」を「総合政策部」に改める。

（池田市公共施設等適正管理委員会条例の一部改正）

3 池田市公共施設等適正管理委員会条例（令和2年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「公共建築課」を「地域未来課」に改める。

（池田市いじめ問題調査委員会条例の一部改正）

4 池田市いじめ問題調査委員会条例（平成26年池田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条中「人権・文化国際課」を「ダイバーシティ共創課」に改める。

（池田市自殺対策計画策定委員会条例の一部改正）

5 池田市自殺対策計画策定委員会条例（平成30年池田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。

(池田市保育所等設置認可等審議会条例の一部改正)

6 池田市保育所等設置認可等審議会条例（平成28年池田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条中「子ども・健康部子ども・若者政策課」を「こども未来部こども政策課」に改める。

(池田市地域包括支援センター運営協議会条例の一部改正)

7 池田市地域包括支援センター運営協議会条例（平成31年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条中「福祉部地域支援課」を「健康福祉部介護保険課」に改める。

(池田市地域支援事業等運営協議会条例の一部改正)

8 池田市地域支援事業等運営協議会条例（平成28年池田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条中「福祉部地域支援課」を「健康福祉部介護保険課」に改める。

(池田市都市計画審議会条例の一部改正)

9 池田市都市計画審議会条例（昭和44年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条中「まちづくり環境部」を「都市整備部」に改める。

(池田市空家等対策協議会条例の一部改正)

10 池田市空家等対策協議会条例（平成28年池田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「まちづくり環境部」を「都市整備部」に改める。

(池田市地域公共交通会議設置条例の一部改正)

11 池田市地域公共交通会議設置条例（平成30年池田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「交通道路課」を「都市政策課」に改める。

(池田市バリアフリー推進協議会設置条例の一部改正)

12 池田市バリアフリー推進協議会設置条例（平成31年池田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条中「交通道路課」を「都市政策課」に改める。

---

池田市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

池田市長 滝澤智子

池田市条例第42号

池田市行政手続条例の一部を改正する条例

池田市行政手続条例（平成9年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「参加人」と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条前段中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を加え、同条後段中「、「同項第3号」を「、同条第4項中「第1項第3号」に、「同項第3号」」を「第28条第1項第3号」」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に、「第18条第3項」を「同条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日又はデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の池田市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例第22条第3項又は第29条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年1月23日

池田市長 瀧澤智子

池田市条例第43号

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。  
別表第1に次のように加える。

5 市長	住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者であって、事務処理に当たって記録しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。）による住登外者の情報の管理に関する事務
------	---

附 則

この条例は、令和8年1月5日から施行する。

---

池田市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年1月23日

池田市長 瀧澤智子

池田市条例第44号

池田市印鑑条例の一部を改正する条例

池田市印鑑条例（昭和51年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「第12条の2第4項第2号口」を「第12条の2第4項第3号口」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

---

池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年1月23日

池田市長 瀧澤智子

池田市条例第45号

池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年池田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第33条第6項中「（教育委員会指導主事の職にあるものは除く。）」を削る。

第37条の次に次の1条を加える。

（指導主事等の給与）

第37条の2 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定によりその者の受ける給与が大阪府の負担とされた教職員その他職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）第3条第1項第4号口に規定する給料表の適用を受ける者（以下この項において「府費負担教職員等」という。）から引き続き池田市教育委員会に採用された指導主事その他の職員に対する給料は、その者が引き続き府費負担教職員等であったとした場合に支給されるべき給料に相当する額を支給する。

2 府費負担教職員等から引き続き池田市教育委員会に採用された指導主事その他の職員について、この条例の規定により支給すべき給与（給料及び管理職手当を除く。以下この項において同じ。）がその者が引き続き府費負担教職員等であったとした場合に支給されるべき給与（以下この項において「府費負担教職員等としての給与」という。）との権衡を失すると認められる場合にあっては、当該府費負担教職員等としての給与との権衡上必要と認められる額の給与を支給することができる。

附則第14項及び第15項を次のように改める。

14及び15 削除

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

---

池田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年1月23日

池田市長 瀧澤智子

池田市条例第46号

## 池田市市税条例の一部を改正する条例

池田市市税条例（平成17年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第9条中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第21条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第29条第1項ただし書中「若しくは法」を「、法」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第30条の2第1項第3号及び第30条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第30条の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第30条の3第1項中「有するものに限る。」の次に「若しくは特定親族（退職手当に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第35条の2の次に次の1条を加える。

### （加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第35条の3 令和8年4月1日以後に第102条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第102条第1号才に掲げる加熱式たばこをいい、第103条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第104条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第102条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
  - (2) 前号に掲げるものの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第103条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第103条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

### 附 則

#### （施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第35条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第7条及び第9条の改正規定並びに次条の規定 公布の日又は地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則 第1条第12号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

#### （公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の池田市市税条例（以下「新条例」という。）第7条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

#### （市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第21条及び第29条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年

度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第30条の2第1項第3号及び第30条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第30条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第29条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第30条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の池田市市税条例（以下「旧条例」という。）第29条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第30条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第30条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第30条の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第30条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第35条の3第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、池田市市税条例第102条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第104条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第35条の3の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
  - (1) 池田市市税条例第104条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第35条の3第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
  - (2) 新条例附則第35条の3の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

---

池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

池田市長 瀧澤智子

池田市条例第47号

池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第26条」に、「第26条・第27条」を「第27条・第28条」に、「(第28条」を「(第29条」に改める。

第10条の見出しを「(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項並びに第14条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第28条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加え、同条を第29条とする。

第27条中「第24条及び第25条」を「第25条及び第26条」に改め、同条後段を削り、第2章第3節中同条を第28条とし、第26条を第27条とする。

第2章第2節中第25条を第26条とし、第24条を第25条とし、第23条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第24条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件			占用料				
	単位	期間	金額				
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	本柱、支柱及び支線柱	1本	1年	3, 600円		
		支線			1, 800円		
	電話柱	本柱、支柱及び支線柱			2, 100円		
		支線			1, 050円		
	電柱及び電話柱以外の柱類				180円		
	共架電線その他上空に設ける線類				21円		
	地下に設ける電線その他の線類				12円		
	路上に設ける変圧器				1, 800円		
	地下に設ける変圧器				1, 200円		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所				3, 600円		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	郵便差出箱及び信書便差出箱		長さ1メートル	1年	1, 560円		
	広告塔				8, 400円		
	その他のもの				3, 600円		
	外径が0. 07メートル未満のもの				88円		
	外径が0. 07メートル以上0. 1メートル未満のもの				120円		
	外径が0. 1メートル以上0. 15メートル未満のもの				180円		
	外径が0. 15メートル以上0. 2メートル未満のもの				240円		
	外径が0. 2メートル以上0. 3メートル未満のもの				380円		
	外径が0. 3メートル以上0. 4メートル未満のもの				480円		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	外径が0. 4メートル以上0. 7メートル未満のもの		長さ1メートル	1年	880円		
	外径が0. 7メートル以上1. 0メートル未満のもの				1, 200円		
	外径が1. 0メートル以上のもの				2, 400円		
	自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの			13円		
		その他のもの			42円		
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類				3, 400円		
	その他のもの	上空に設けるもの			2, 100円		
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートル	1年	1, 300円		
		その他のもの			4, 200円		
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル	1年	3, 600円		

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートル	1年	Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの			Aに0.007を乗じて得た額		
	上空に設ける通路				4,200円		
	地下に設ける通路				2,500円		
	その他のもの				3,600円		
	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル	1日	84円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他のもの			1月	840円		
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル	1月	840円		
		その他のもの		1年	8,400円		
	標識		1本	1年	2,880円		
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの		1日	84円		
		その他のもの		1月	840円		
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	その面積1平方メートル	1日	84円		
		その他のもの		1月	840円		
	アーチ	車道を横断するもの	1基		8,400円		
		その他のもの			4,200円		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル	1月	840円		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートル	1月	360円		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占用面積1平方メートル	1年	Aに0.010を乗じて得た額		
	その他のもの				Aに0.007を乗じて得た額		
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		占用面積1平方メートル	1年	Aに0.022を乗じて得た額		
	その他のもの				Aに0.007を乗じて得た額		
令第7条第12号に掲げる器具			占用面積1平方メートル	1年	Aに0.025を乗じて得た額		
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道等の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートル	1年	Aに0.010を乗じて得た額		
	上空に設けるもの				Aに0.022を乗じて得た額		
	その他のもの				Aに0.031を乗じて得た額		

第2条 池田市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の部電柱及び電話柱以外の柱類の項中「180円」を「210円」に改め、同部地下に設ける電線その他の線類の項中「12円」を「13円」に改め、同部路上に設ける変圧器の項中「1,800円」を「2,100円」に改め、同部地下に設ける変圧器の項中「1,200円」を「1,300円」に改め、同部変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の項中「3,600円」を「4,200円」に改め、同部郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「1,560円」を「1,800円」に改め、同部その他のものの項中「3,600円」を「4,200円」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の部外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のものの項中「120円」を「130円」に改め、同部外径が

0. 1メートル以上0. 15メートル未満のものの項中「180円」を「190円」に改め、同部外径が0. 15メートル以上0. 2メートル未満のものの項中「240円」を「250円」に改め、同部外径が0. 3メートル以上0. 4メートル未満のものの項中「480円」を「510円」に改め、同部外径が0. 7メートル以上1. 0メートル未満のものの項中「1, 200円」を「1, 300円」に改め、同部外径が1. 0メートル以上のものの項中「2, 400円」を「2, 500円」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の部中「3, 600円」を「4, 200円」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の部その他のものの項中「3, 600円」を「4, 200円」に改め、同表道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件の部標識の項中「2, 880円」を「3, 400円」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の部中「360円」を「420円」に改める。

(池田市都市公園条例の一部改正)

第3条 池田市都市公園条例(昭和39年池田市条例第15号)の一部を次のように改定する。

別表の(2)の表を次のように改める。

(2) 公園の使用料

種類	使用料			
	単位	期間	金額	
法第7条第1項第1号に掲げる工作物	電柱 支線	1本	3, 600円	
			1, 800円	
	電話柱 支線		2, 100円	
			1, 050円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	21円	
	地下に設ける電線その他の線類		12円	
	変圧塔その他これらに類するもの	1個	3, 600円	
	外径が0. 07メートル未満のもの		88円	
法第7条第1項第2号に掲げる工作物	外径が0. 07メートル以上0. 1メートル未満のもの	長さ1メートル	120円	
	外径が0. 1メートル以上0. 15メートル未満のもの		180円	
	外径が0. 15メートル以上0. 2メートル未満のもの		240円	
	外径が0. 2メートル以上0. 3メートル未満のもの		380円	
	外径が0. 3メートル以上0. 4メートル未満のもの		480円	
	外径が0. 4メートル以上0. 7メートル未満のもの		880円	
	外径が0. 7メートル以上1. 0メートル未満のもの		1, 200円	
	外径が1. 0メートル以上のもの		2, 400円	
	通路、公共駐車場その他これらに類する施設	占用面積1平方メートル	2, 500円	
法第7条第1項第3号に掲げる工作物	鉄道、軌道その他これらに類する施設		4, 200円	
法第7条第1項第4号に掲げる工作物	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1, 560円	
	公衆電話所		3, 600円	
法第7条第1項第5号に掲げる仮設工作物及び令第12条第2項第9号に掲げる施設	占有面積1平方メートル	1月	360円	
法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物	占有面積1平方メートル	1月	1, 100円	

令第12条第2項第1号に掲げる施設	1本	1年	2, 880円
令第12条第2項第2号に掲げる施設	占用面積1平方メートル	1年	1, 000円
令第12条第2項第2号の3に掲げる施設	占用面積1平方メートル	1年	1, 000円
令第12条第2項第3号に掲げる施設	占用面積1平方メートル	1年	4, 200円
令第12条第2項第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートル	1年	3, 000円
令第12条第2項第5号及び第6号に掲げる施設	占用面積1平方メートル	1年	3, 000円
令第12条第2項第7号及び第8号に掲げる施設	占用面積1平方メートル	1月	840円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1件	1日	1, 000円
行商、ボックス等	占用面積1平方メートル	1日	200円
業として写真を撮影するもの	1か所	1日	1, 000円

#### 備考

- 1 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 2 占用面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又は占用面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

#### 第4条 池田市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表の(2)の表法第7条第1項第1号に掲げる工作物の部地下に設ける電線その他の線類の項中「12円」を「13円」に改め、同部変圧塔その他これらに類するものの項中「3, 600円」を「4, 200円」に改め、同表法第7条第1項第2号に掲げる工作物の部外径が0. 07メートル以上0. 1メートル未満のものの項中「120円」を「130円」に改め、同部外径が0. 1メートル以上0. 15メートル未満のものの項中「180円」を「190円」に改め、同部外径が0. 15メートル以上0. 2メートル未満のものの項中「240円」を「250円」に改め、同部外径が0. 3メートル以上0. 4メートル未満のものの項中「480円」を「510円」に改め、同部外径が0. 7メートル以上1. 0メートル未満のものの項中「1, 200円」を「1, 300円」に改め、同部外径が1. 0メートル以上のものの項中「2, 400円」を「2, 500円」に改め、同表法第7条第1項第4号に掲げる工作物の部郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「1, 560円」を「1, 800円」に改め、同部公衆電話所の項中「3, 600円」を「4, 200円」に改め、同表法第7条第1項第5号に掲げる仮設工作物及び令第12条第2項第9号に掲げる施設の部中「360円」を「420円」に改め、同表令第12条第2項第1号に掲げる施設の部中「2, 880円」を「3, 400円」に改める。

(池田市準用河川の占用に関する条例の一部改正)

#### 第5条 池田市準用河川の占用に関する条例(平成27年池田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第3条関係)

占用物件	占用料		
	単位	期間	金額
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	電柱	本柱、支柱及び支線柱	1本
		支線	1, 800円
	電話柱	本柱、支柱及び支線柱	2, 100円
		支線	1, 050円
	電柱及び電話柱以外の柱類		180円
	共架電線その他上空に設ける線類		21円
地下に設ける電線その他の線類		長さ1メートル	12円
地上に設ける変圧器	1個		1, 800円

地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートル		1, 200円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個		3, 600円
郵便差出箱及び信書便差出箱			1, 560円
広告塔	表示面積 1 平方メートル		8, 400円
その他のもの	占用面積 1 平方メートル		3, 600円
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が 0. 07 メートル未満のもの	長さ 1 メートル	88 円
	外径が 0. 07 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		120 円
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 15 メートル未満のもの		180 円
	外径が 0. 15 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの		240 円
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの		380 円
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの		480 円
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの		880 円
	外径が 0. 7 メートル以上 1. 0 メートル未満のもの		1, 200 円
	外径が 1. 0 メートル以上のもの		2, 400 円
工事用施設及び工事用材料	占用面積 1 平方メートル	1 月	840 円

別表備考中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 表示面積若しくは占用面積若しくは長さが 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満の端数があるときは、1 平方メートル又は 1 メートルとして計算するものとする。

第6条 池田市準用河川の占用に関する条例の一部を次のように改正する。

別表電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物の部電柱及び電話柱以外の柱類の項中「180 円」を「210 円」に改め、同部地下に設ける電線その他の線類の項中「12 円」を「13 円」に改め、同部地上に設ける変圧器の項中「1, 800 円」を「2, 100 円」に改め、同部地下に設ける変圧器の項中「1, 200 円」を「1, 300 円」に改め、同部変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の項中「3, 600 円」を「4, 200 円」に改め、同部郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「1, 560 円」を「1, 800 円」に改め、同部その他のものの項中「3, 600 円」を「4, 200 円」に改め、同表水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件の部外径が 0. 07 メートル以上 0. 1 メートル未満のものの項中「120 円」を「130 円」に改め、同部外径が 0. 1 メートル以上 0. 15 メートル未満のものの項中「180 円」を「190 円」に改め、同部外径が 0. 15 メートル以上 0. 2 メートル未満のものの項中「240 円」を「250 円」に改め、同部外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のものの項中「480 円」を「510 円」に改め、同部外径が 0. 7 メートル以上 1. 0 メートル未満のものの項中「1, 200 円」を「1, 300 円」に改め、同部外径が 1. 0 メートル以上のものの項中「2, 400 円」を「2, 500 円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条及び第 6 条並びに附則第 3 項の規定は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 第 1 条の規定による改正後の池田市道路占用料条例別表、第 3 条の規定による改正後の池田市都市公園条例別表の(2)の表及び第 5 条の規定による改正後の池田市準用河川の占用に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後における占用又は使用に係る占用料又は使用料について適用し、同日前の占用又は使用に係る占用料又は使用料については、なお従前の例による。
- 第 2 条の規定による改正後の池田市道路占用料条例別表、第 4 条の規定による改正後の池田市都市公園条例別表の(2)の表及び

第6条の規定による改正後の池田市準用河川の占用に関する条例別表の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後における占用又は使用に係る占用料又は使用料について適用し、同日前の占用又は使用に係る占用料又は使用料については、なお従前の例による。

---

池田市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

池田市長 滝 澤 智 子

池田市条例第51号

池田市火災予防条例の一部を改正する条例

池田市火災予防条例（昭和37年池田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」を「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」に改める。  
災の予防（第29条の8・第29条の9）」に改める。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室）に、「（以下「サウナ設備」という）を「をいう。」をいう。以下同じ）に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものという。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項（第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3までを除く。）及び第2項（第6号を除く。）並びに第5条第1項の規定を準用する。  
第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条ただし書を削り、同条第1号中「及び喫煙」を削り、同条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。  
(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。  
第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。
- 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第45条第1号中「ある」の次に「たき火その他の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、同項の規定による届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第7条の2の改正規定、同条を第7条の3とし、第7条の次に1条を加える改正規定、第29条の7第1項の改正規定、第44条第6号の次に1号を加える改正規定及び同条第7号の改正規定は、同年3月31日から施行する。

---

池田市ホームヘルパー手数料条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

池田市長 瀧澤智子

池田市条例第52号

池田市ホームヘルパー手数料条例を廃止する条例

池田市ホームヘルパー手数料条例（昭和58年池田市条例第16号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

池田市長 瀧澤智子

池田市条例第53号

人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例

（池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第1条 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「任命権者が特に承認する交通用具」を「の交通用具で規則で定めるもの」に改め、同条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げるフルタイム会計年度任用職員のうち、駐車場（規則で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を利用し、当該駐車場の駐車料金を負担することを常例とするものには、前項の規定により算定した額のほか、規則で定めるところにより算定した1か月当たりの当該駐車場の駐車料金の額に相当する額（当該額が5,000円を超えるときは、5,000円）を通勤手当として支給する。

第14条第2項及び第26条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に改める。

第30条中「第8条第1項」を「同条」に、「パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償」と、「掲げる」を「通勤に係る費用弁償」と、同条第1項各号列記以外の部分中「」に、「とあるのは「掲げる」を「とあるのは「」に改め、「限る」の次に「。以下この項において同じ」を、「同項各号」の次に「並びに同条第2項、第3項及び第5項」を加え、「と、同条第2項中「通勤手当」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償」と、「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、同条第3項中「通勤手当」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償」と、同条第4項中「通勤手当」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償」と、「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、同条第5項中「通勤手当」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償」」を削る。

第32条各号中「100分の105」を「100分の106.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

フルタイム会計年度任用職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 156,700	円 177,400	円 206,700	円 214,800
2	157,700	178,500	208,600	217,400
3	158,700	179,800	210,600	220,300
4	159,800	180,900	212,400	223,100

5	161,000	182,000	214,200	226,100
6	162,200	183,500	216,000	229,000
7	163,300	184,900	217,900	232,000
8	164,400	186,200	219,800	235,000
9	165,400	187,600	221,400	238,000
10	166,500	189,100	223,300	240,600
11	167,700	190,700	225,100	243,400
12	168,900	192,400	226,700	245,900
13	169,800	193,600	228,300	248,200
14	171,000	195,100	230,200	249,900
15	172,300	196,600	232,000	251,700
16	173,500	198,000	233,900	253,400
17	174,600	199,500	235,400	255,100
18	176,200	201,900	237,000	256,500
19	177,500	204,200	238,600	257,800
20	178,700	206,600	240,200	259,100
21	180,000	208,900	241,500	260,900
22	181,200	210,800	243,000	262,800
23	182,500	212,300	244,400	264,700
24	183,800	213,900	246,000	266,500
25	185,000	215,500	247,400	268,300
26	186,500	217,000	249,200	270,100
27	188,200	218,500	250,800	272,200
28	189,700	220,000	252,200	274,100
29	191,300	221,400	253,600	275,700
30	192,700		255,200	277,500
31	194,300		256,900	279,200
32	195,900		258,300	280,900
33	197,400		259,400	282,600
34	199,300		261,000	284,300
35	201,000		262,400	285,900
36	202,900		263,600	287,200
37	204,600		264,900	288,400
38	205,800		265,900	289,800
39	207,300		266,800	291,400
40	208,500		267,800	292,800
41	209,500		268,800	294,200
42	211,100		269,700	295,400
43	212,300		270,600	296,400
44	213,600		271,400	297,200
45	215,200		272,200	298,100
46	216,300		273,300	299,000
47	217,200		274,600	299,700
48	218,400		275,700	300,400
49	219,600		277,100	301,100
50	220,600		278,300	301,600
51			279,500	302,100
52			280,700	302,600
53			281,800	303,200
54			283,000	303,700
55			284,200	304,200
56			285,300	304,700

57			286, 300	305, 300
58			287, 300	306, 200
59			288, 500	307, 200
60			289, 400	308, 300
61			290, 300	309, 200
62			291, 400	310, 400
63			292, 300	311, 600
64			293, 200	312, 600
65			294, 200	313, 600
66			295, 200	314, 600
67			296, 100	315, 500
68			297, 100	316, 600
69			298, 100	317, 300
70			299, 300	318, 000
71			300, 200	318, 800
72			301, 100	319, 600
73			301, 600	320, 300
74			302, 400	321, 200
75			303, 200	322, 300
76			304, 100	323, 100
77			305, 200	323, 800
78			306, 000	324, 600
79			306, 900	325, 500
80			307, 800	326, 400
81			308, 500	327, 100
82			309, 000	328, 000
83			309, 400	328, 800
84			309, 800	329, 600
85			310, 000	330, 100
86			310, 300	330, 900
87			310, 700	331, 600
88			311, 000	332, 500
89			311, 200	333, 400
90				334, 400
91				335, 100
92				335, 800
93				336, 500
94				337, 200
95				337, 900
96				338, 500
97				338, 900
98				339, 400
99				339, 800
100				340, 100
101				340, 400
102				340, 700
103				341, 000
104				341, 300
105				341, 800
106				342, 400
107				342, 900
108				343, 300

109				343,700
110				344,200
111				344,600
112				345,200
113				345,600
114				346,100
115				346,500
116				346,900
117				347,200
118				347,600
119				348,200
120				348,700
121				348,900
122				349,400
123				349,900
124				350,200
125				350,400
126				350,800
127				351,300
128				351,700
129				351,900
130				352,300
131				352,800
132				353,300
133				353,600
134				354,000
135				354,500
136				354,800
137				355,100
138				355,500
139				355,900
140				356,300
141				356,800

別表第3を次のように改める。

別表第3（第19条、第24条関係）

パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表

職務の級	1級		2級		3級		4級	
	号給	基準月額		基準月額		基準月額		基準月額
		円		円		円		円
1		175,504		198,688		231,504		240,576
2		176,624		199,920		233,632		243,488
3		177,744		201,376		235,872		246,736
4		178,976		202,608		237,888		249,872
5		180,320		203,840		239,904		253,232
6		181,664		205,520		241,920		256,480
7		182,896		207,088		244,048		259,840
8		184,128		208,544		246,176		263,200
9		185,248		210,112		247,968		266,560
10		186,480		211,792		250,096		269,472
11		187,824		213,584		252,112		272,608
12		189,168		215,488		253,904		275,408

13	190, 176	216, 832	255, 696	277, 984
14	191, 520	218, 512	257, 824	279, 888
15	192, 976	220, 192	259, 840	281, 904
16	194, 320	221, 760	261, 968	283, 808
17	195, 552	223, 440	263, 648	285, 712
18	197, 344	226, 128	265, 440	287, 280
19	198, 800	228, 704	267, 232	288, 736
20	200, 144	231, 392	269, 024	290, 192
21	201, 600	233, 968	270, 480	292, 208
22	202, 944	236, 096	272, 160	294, 336
23	204, 400	237, 776	273, 728	296, 464
24	205, 856	239, 568	275, 520	298, 480
25	207, 200	241, 360	277, 088	300, 496
26	208, 880	243, 040	279, 104	302, 512
27	210, 784	244, 720	280, 896	304, 864
28	212, 464	246, 400	282, 464	306, 992
29	214, 256	247, 968	284, 032	308, 784
30	215, 824		285, 824	310, 800
31	217, 616		287, 728	312, 704
32	219, 408		289, 296	314, 608
33	221, 088		290, 528	316, 512
34	223, 216		292, 320	318, 416
35	225, 120		293, 888	320, 208
36	227, 248		295, 232	321, 664
37	229, 152		296, 688	323, 008
38	230, 496		297, 808	324, 576
39	232, 176		298, 816	326, 368
40	233, 520		299, 936	327, 936
41	234, 640		301, 056	329, 504
42	236, 432		302, 064	330, 848
43	237, 776		303, 072	331, 968
44	239, 232		303, 968	332, 864
45	241, 024		304, 864	333, 872
46	242, 256		306, 096	334, 880
47	243, 264		307, 552	335, 664
48	244, 608		308, 784	336, 448
49	245, 952		310, 352	337, 232
50	247, 072		311, 696	337, 792
51			313, 040	338, 352
52			314, 384	338, 912
53			315, 616	339, 584
54			316, 960	340, 144
55			318, 304	340, 704
56			319, 536	341, 264
57			320, 656	341, 936
58			321, 776	342, 944
59			323, 120	344, 064
60			324, 128	345, 296
61			325, 136	346, 304
62			326, 368	347, 648
63			327, 376	348, 992

64		328, 384	350, 112
65		329, 504	351, 232
66		330, 624	352, 352
67		331, 632	353, 360
68		332, 752	354, 592
69		333, 872	355, 376
70		335, 216	356, 160
71		336, 224	357, 056
72		337, 232	357, 952
73		337, 792	358, 736
74		338, 688	359, 744
75		339, 584	360, 976
76		340, 592	361, 872
77		341, 824	362, 656
78		342, 720	363, 552
79		343, 728	364, 560
80		344, 736	365, 568
81		345, 520	366, 352
82		346, 080	367, 360
83		346, 528	368, 256
84		346, 976	369, 152
85		347, 200	369, 712
86		347, 536	370, 608
87		347, 984	371, 392
88		348, 320	372, 400
89		348, 544	373, 408
90			374, 528
91			375, 312
92			376, 096
93			376, 880
94			377, 664
95			378, 448
96			379, 120
97			379, 568
98			380, 128
99			380, 576
100			380, 912
101			381, 248
102			381, 584
103			381, 920
104			382, 256
105			382, 816
106			383, 488
107			384, 048
108			384, 496
109			384, 944
110			385, 504
111			385, 952
112			386, 624
113			387, 072
114			387, 632

115				388, 080
116				388, 528
117				388, 864
118				389, 312
119				389, 984
120				390, 544
121				390, 768
122				391, 328
123				391, 888
124				392, 224
125				392, 448
126				392, 896
127				393, 456
128				393, 904
129				394, 128
130				394, 576
131				395, 136
132				395, 696
133				396, 032
134				396, 480
135				397, 040
136				397, 376
137				397, 712
138				398, 160
139				398, 608
140				399, 056
141				399, 616

(池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年池田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項の表1の項中「392, 000円」を「405, 000円」に改め、同表2の項中「440, 000円」を「455, 000円」に改め、同表3の項中「492, 000円」を「508, 000円」に改め、同表4の項中「555, 000円」を「574, 000円」に改める。

第16条の見出し中「引続いて」を「引き続いて」に改め、同条第1号中「以下」を「第18条第1項において」に改める。

第29条の2第1項第2号中「市長が特に承認する交通用具」を「の交通用具で規則で定めるもの」に改め、同条第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ケ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改め、同条第6項中「前2項」を「前各項」に、「通勤の」を「、通勤の」に、「規則」を「、規則」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員のうち、駐車場（規則で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を利用し、当該駐車場の駐車料金を負担することを常例とするものには、前項の規定により算定した額のほか、規則で定めるところにより算定した1か月当たりの当該駐車場の駐車料金の額に相当する額（当該額が5, 000円を超えるときは、5, 000円）を通勤手当として支給する。

第33条第2項中「100分の125」を「100分の127. 5」に、「100分の105」を「100分の107. 5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127. 5」に、「100分の70」を「100分の72. 5」に、「100分の105」を「100分の107. 5」に、「100分の60」を「100分の62. 5」に改め、同条第4項中「100分の125」を「100分の127. 5」に、「100分の123. 75」を「100分の126. 25」に改める。

第34条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107. 5」に、「100分の125」を「100分の127. 5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52. 5」に、「100分の60」を「100分の62. 5」に改め、同項第3号中「100分の103. 75」を「100分の106. 25」に改める。

附則別表第7を次のように改める。

附則別表第7（附則第16項関係）

号給	給料月額
	円
1	274,300
2	276,300
3	278,300
4	280,300
5	282,200
6	284,100
7	286,200
8	288,200
9	290,100
10	292,200
11	294,200
12	296,200
13	298,300
14	299,900
15	301,400
16	302,900
17	304,400
18	305,900
19	307,300
20	308,600
21	309,800
22	311,300
23	312,700
24	314,100
25	315,500
26	316,600
27	317,600
28	318,800
29	320,000
30	321,600
31	323,200
32	324,800
33	326,200
34	327,800
35	329,400
36	331,000
37	332,400
38	334,100
39	335,700
40	337,300
41	338,700
42	340,400
43	342,100
44	343,700
45	344,900
46	346,800
47	348,500
48	350,100

49	351, 600
50	353, 200
51	354, 800
52	356, 400
53	358, 100
54	359, 900
55	361, 700
56	363, 500
57	365, 000
58	366, 400
59	367, 800
60	369, 200
61	370, 700
62	371, 500
63	372, 400
64	373, 400
65	374, 300
66	375, 400
67	376, 300
68	377, 300
69	378, 200
70	378, 900
71	379, 600
72	380, 200
73	380, 600
74	381, 200
75	381, 800
76	382, 500
77	382, 800
78	383, 500
79	384, 200
80	384, 800
81	385, 100
82	385, 600
83	386, 200
84	386, 800
85	387, 100
86	387, 700
87	388, 400
88	389, 000
89	389, 400
90	389, 900
91	390, 500
92	391, 000
93	391, 500
94	392, 100
95	392, 500
96	392, 800
97	393, 200
98	393, 700
99	394, 100

100	394,500
101	394,900
102	395,400
103	395,800
104	396,200
105	396,500
106	396,800
107	397,200
108	397,600
109	398,000
110	398,400
111	398,900
112	399,300
113	399,700
114	400,100
115	400,600
116	401,000
117	401,400
118	401,800
119	402,300
120	402,700
121	403,100

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第8条、第13条、第20条、第33条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再	1	200,300	232,000	250,600	303,400	346,600	385,800	429,200
任用	2	202,000	233,700	252,500	305,600	348,500	388,400	431,600
短時 間勤	3	203,600	235,000	254,400	307,800	350,300	390,700	434,100
務職 員以 外の 職員	4	205,200	236,300	256,300	310,000	352,100	392,900	436,500
	5	206,700	237,600	258,100	312,100	353,800	394,800	438,400
	6	208,400	238,700	260,000	314,300	355,500	397,100	440,500
	7	210,000	239,800	261,900	316,600	357,100	399,200	442,600
	8	211,600	240,900	263,800	318,800	358,800	401,200	444,800
	9	213,100	242,000	265,500	321,100	360,400	403,200	446,700
	10	214,800	243,300	267,400	322,800	362,100	405,500	448,800
	11	216,500	244,700	269,000	324,500	363,700	407,700	450,900
	12	218,200	246,100	270,600	326,000	365,300	409,900	452,800
	13	219,400	247,500	272,300	327,400	366,800	412,100	454,500
	14	221,000	248,900	273,300	328,700	368,500	414,400	456,300
	15	222,600	250,300	274,300	330,000	370,100	416,600	458,200
	16	224,100	251,700	275,300	331,300	371,700	418,900	460,100
	17	225,600	253,100	276,300	332,600	373,300	420,700	461,900
	18	227,200	254,300	277,300	334,400	375,100	422,600	463,700
	19	228,800	255,600	278,300	336,200	376,600	424,500	465,500
	20	230,400	256,900	279,300	337,900	378,200	426,300	467,200
	21	232,000	258,100	280,300	339,600	379,500	428,100	469,000
	22	233,700	259,300	281,300	341,300	381,100	429,900	470,500
	23	235,000	260,500	282,200	343,000	382,700	431,700	471,900
	24	236,300	261,700	283,200	344,600	384,200	433,500	473,400
	25	237,600	262,800	284,200	346,200	386,100	435,100	474,800

26	238, 700	263, 900	285, 200	347, 900	388, 000	436, 600	476, 100
27	239, 800	265, 000	286, 200	349, 600	389, 900	438, 100	477, 400
28	240, 900	266, 100	287, 200	351, 200	391, 700	439, 600	478, 600
29	242, 000	267, 000	288, 200	352, 700	393, 200	441, 100	479, 600
30	242, 900	268, 000	289, 500	354, 300	395, 000	442, 400	480, 300
31	243, 800	269, 000	290, 800	355, 900	396, 700	443, 700	481, 000
32	244, 800	270, 000	292, 000	357, 400	398, 300	444, 900	481, 700
33	245, 800	271, 000	293, 200	358, 800	400, 000	446, 100	482, 400
34	246, 700	271, 900	294, 500	360, 500	401, 400	447, 400	483, 100
35	247, 600	272, 700	295, 700	362, 100	402, 800	448, 700	483, 700
36	248, 400	273, 600	296, 900	363, 700	404, 200	449, 900	484, 300
37	249, 200	274, 400	297, 900	364, 800	405, 600	451, 100	484, 800
38	249, 900	275, 200	299, 100	366, 300	406, 800	451, 900	485, 400
39	250, 500	276, 000	300, 300	367, 800	408, 000	452, 700	486, 000
40	251, 100	276, 700	301, 600	369, 300	409, 000	453, 500	486, 600
41	251, 800	277, 400	302, 900	371, 000	410, 100	454, 100	487, 100
42	252, 400	278, 200	303, 900	372, 800	411, 300	454, 700	487, 600
43	253, 000	279, 000	304, 900	374, 400	412, 400	455, 300	488, 000
44	253, 600	279, 600	305, 900	376, 100	413, 500	455, 900	488, 300
45	254, 100	280, 300	307, 000	377, 500	414, 200	456, 600	488, 600
46	254, 700	281, 100	308, 200	378, 800	414, 900	457, 400	
47	255, 300	281, 800	309, 300	380, 000	415, 500	457, 800	
48	255, 800	282, 500	310, 500	381, 400	416, 200	458, 500	
49	256, 200	283, 200	311, 600	382, 500	416, 800	459, 000	
50	256, 600	283, 900	312, 900	383, 400	417, 400	459, 400	
51	256, 900	284, 600	314, 200	384, 400	417, 900	459, 800	
52	257, 200	285, 300	315, 500	385, 400	418, 300	460, 200	
53	257, 500	286, 000	316, 700	386, 200	418, 700	460, 600	
54	257, 800	286, 600	318, 000	387, 100	418, 900	460, 900	
55	258, 100	287, 300	319, 300	388, 000	419, 200	461, 200	
56	258, 400	287, 900	320, 600	388, 800	419, 500	461, 500	
57	258, 700	288, 600	321, 900	389, 600	419, 800	461, 800	
58	259, 000	289, 200	323, 100	390, 400	420, 100	462, 100	
59	259, 300	289, 900	324, 400	391, 200	420, 400	462, 400	
60	259, 600	290, 600	325, 500	391, 900	420, 700	462, 700	
61	259, 900	291, 100	326, 400	392, 600	420, 900	463, 000	
62	260, 200	291, 700	327, 700	393, 300	421, 200	463, 300	
63	260, 500	292, 300	329, 000	394, 000	421, 400	463, 600	
64	260, 800	293, 000	330, 300	394, 700	421, 700	463, 900	
65	261, 100	293, 600	331, 400	395, 200	421, 900	464, 200	
66	261, 400	294, 200	332, 700	395, 800	422, 200		
67	261, 700	294, 800	333, 900	396, 000	422, 500		
68	262, 000	295, 500	335, 100	396, 200	422, 800		
69	262, 300	296, 100	336, 400	396, 500	423, 000		
70	262, 600	296, 700	337, 400		423, 300		
71	262, 900	297, 200	338, 500		423, 600		
72	263, 200	297, 700	339, 600		423, 800		
73	263, 500	298, 200	340, 300		424, 000		
74	263, 800	298, 800	341, 200		424, 300		
75	264, 100	299, 300	341, 900		424, 600		
76	264, 400	299, 900	342, 700		424, 800		
77	264, 700	300, 300	343, 500		425, 000		
78	265, 000	300, 800	343, 900		425, 300		
79	265, 300	301, 300	344, 400		425, 600		
80	265, 600	301, 900	345, 100		425, 800		
81	265, 900	302, 400	345, 900		426, 000		
82	266, 200	302, 800	346, 600		426, 300		
83	266, 500	303, 100	347, 300		426, 600		
84	266, 800	303, 400	347, 900		426, 800		
85	267, 100	303, 600	348, 400		427, 000		

	86	267,400	303,900	349,000				
	87	267,700	304,100	349,500				
	88	268,000	304,400	350,100				
	89	268,300	304,600	350,400				
	90			350,900				
	91			351,200				
	92			351,600				
	93			352,000				
	94			352,500				
	95			353,000				
	96			353,500				
	97			353,800				
	98			354,200				
	99			354,600				
	100			355,000				
	101			355,300				
	102			355,700				
	103			356,100				
	104			356,500				
	105			356,700				
	106			357,100				
	107			357,500				
	108			357,900				
	109			358,100				
	110			358,400				
	111			358,800				
	112			359,100				
	113			359,400				
	114			359,800				
	115			360,200				
	116			360,600				
	117			361,100				
	118			361,500				
	119			361,900				
	120			362,300				
	121			362,800				
	122			363,200				
	123			363,500				
	124			363,800				
	125			364,200				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		200,300	227,800	259,000	305,700	331,900	374,800	409,200

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2 (第8条、第13条、第20条、附則第18項関係)

消防職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	233,800	245,700	272,100	281,700	337,400	377,400	406,300	444,300
任用	2	235,600	247,600	274,000	283,800	339,600	379,100	408,100	446,100
短時	3	237,300	249,600	275,800	285,900	341,800	380,800	409,800	448,000
間勤	4	238,900	251,600	277,700	288,000	344,000	382,500	411,500	449,900
務職	5	240,700	253,700	279,800	290,100	346,200	384,200	413,100	451,300

員以外の職員	6	242,500	255,600	281,600	292,200	348,300	385,800	414,600	452,900
	7	244,500	257,600	283,600	294,300	350,400	387,400	416,100	454,500
	8	246,600	259,700	285,500	296,400	352,500	389,000	417,600	455,900
	9	248,800	261,800	287,500	298,500	354,800	390,500	419,000	457,300
	10	251,000	263,900	289,400	300,600	356,500	392,100	420,600	459,000
	11	253,200	265,700	291,300	302,700	358,100	393,700	422,200	460,600
	12	255,400	267,600	293,200	304,800	359,700	395,200	423,700	462,000
	13	257,400	269,600	295,200	306,900	361,300	396,700	425,200	462,900
	14	259,400	271,500	297,100	309,000	362,400	398,400	427,300	464,500
	15	261,200	273,600	299,100	311,000	363,500	400,000	429,300	466,300
	16	263,000	275,700	301,100	313,200	364,600	401,700	431,400	468,100
	17	264,700	277,700	303,200	315,200	365,700	403,200	433,100	469,600
	18	266,400	279,000	304,500	317,300	367,400	404,800	434,700	471,400
	19	267,800	280,300	305,800	319,500	369,100	406,400	436,200	473,200
	20	269,200	281,600	307,000	321,600	370,700	408,000	437,700	474,900
	21	271,000	282,900	308,200	323,600	372,300	409,500	439,200	476,500
	22	272,300	284,200	309,200	325,700	374,000	411,100	440,800	478,200
	23	273,700	285,400	310,100	327,900	375,600	412,700	442,200	479,800
	24	275,100	286,600	311,000	329,900	377,100	414,300	443,600	481,600
	25	276,300	287,800	311,600	332,200	378,600	415,800	444,700	483,100
	26	277,500	288,800	312,300	333,900	380,200	417,800	446,100	484,500
	27	278,600	289,800	312,900	335,600	381,800	419,800	447,600	486,000
	28	279,900	291,200	313,600	337,300	383,400	421,800	449,100	487,300
	29	281,000	292,300	314,200	338,800	385,000	423,300	450,400	488,500
	30	282,200	293,400	314,900	340,200	386,600	425,000	452,100	489,200
	31	283,300	294,500	315,600	341,500	388,200	426,600	453,700	489,900
	32	284,600	295,600	316,200	342,800	389,800	428,300	455,300	490,500
	33	285,900	296,800	316,900	344,100	391,400	429,900	456,700	491,000
	34	287,100	297,400	317,600	345,600	393,000	431,400	458,400	491,700
	35	288,300	297,900	318,200	347,000	394,600	432,900	460,100	492,300
	36	289,200	298,500	319,000	348,500	396,200	434,300	461,700	492,900
	37	290,200	298,900	319,700	350,000	397,700	435,500	463,100	493,200
	38	291,300	299,500	320,500	351,400	399,300	437,000	463,800	493,800
	39	292,300	300,000	321,500	352,700	401,000	438,500	464,500	494,300
	40	293,500	300,500	322,300	354,000	402,700	439,900	465,200	494,800
	41	294,100	300,900	323,200	355,300	404,400	441,400	465,600	495,300
	42	294,700	301,500	324,400	356,900	406,400	442,700	466,100	495,700
	43	295,300	302,000	325,700	358,500	408,200	443,900	466,700	496,100
	44	295,700	302,500	327,000	360,100	410,100	445,100	467,300	496,500
	45	296,300	303,000	328,200	361,500	411,800	446,100	467,900	496,800
	46	296,900	303,600	329,700	363,100	413,200	446,800	468,600	
	47	297,400	304,000	331,000	364,600	414,400	447,500	469,100	
	48	297,800	304,400	332,000	366,100	415,700	448,200	469,600	
	49	298,400	304,900	332,900	367,600	416,700	448,700	470,100	
	50	299,000	305,500	334,100	369,200	417,800	449,100	470,400	
	51	299,500	306,100	335,200	370,700	418,800	449,500	470,700	
	52	299,900	306,600	336,300	372,200	419,800	449,800	471,100	
	53	300,400	307,200	337,400	373,700	420,900	450,100	471,400	
	54	300,900	307,900	338,600	375,300	422,000	450,400	471,600	
	55	301,400	308,600	339,800	376,900	423,100	450,700	471,900	
	56	301,900	309,200	340,800	378,500	424,200	451,000	472,100	
	57	302,400	309,800	341,900	379,900	425,400	451,200	472,400	
	58	303,000	310,600	343,100	381,600	426,200	451,500	472,600	
	59	303,500	311,400	344,300	383,300	427,000	451,800	472,800	
	60	304,100	312,100	345,500	384,900	427,600	452,000	473,000	
	61	304,700	312,900	346,600	386,500	428,100	452,300	473,400	
	62	305,400	313,900	347,700	388,100	428,800	452,600	473,600	

63	306,000	314,900	348,900	389,700	429,500	452,900	473,800
64	306,600	315,900	350,100	391,300	430,100	453,200	474,100
65	307,400	316,900	351,200	393,000	430,800	453,400	474,400
66	308,200	318,000	352,500	395,000	431,200	453,700	
67	308,900	319,000	353,700	397,000	431,800	453,900	
68	309,700	320,000	354,900	399,000	432,400	454,200	
69	310,500	321,000	356,100	400,700	432,800	454,400	
70	311,300	322,100	357,400	402,400	433,200	454,700	
71	312,200	323,200	358,700	403,900	433,700	455,000	
72	313,000	324,300	360,000	405,400	434,200	455,200	
73	313,800	325,100	360,900	406,600	434,700	455,400	
74	314,600	326,200	362,200	407,600	435,200	455,700	
75	315,400	327,300	363,400	408,600	435,600	456,000	
76	316,300	328,400	364,600	409,600	436,000	456,300	
77	317,100	329,300	365,700	410,600	436,400	456,500	
78	318,000	330,400	367,000	411,700	436,700	456,800	
79	318,900	331,500	368,400	412,800	437,000	457,100	
80	319,500	332,600	369,800	413,900	437,300	457,400	
81	320,400	333,600	371,100	415,200	437,500	457,600	
82	321,300	334,700	372,600	416,000	437,800	457,900	
83	322,100	335,900	374,100	416,800	438,100	458,200	
84	322,700	337,100	375,500	417,400	438,300	458,500	
85	323,600	337,800	376,700	417,900	438,500	458,700	
86	324,500	339,100	378,100	418,600	438,800		
87	325,500	340,400	379,400	419,200	439,100		
88	326,400	341,700	380,800	419,900	439,300		
89	327,400	342,900	381,900	420,200	439,500		
90	328,300	344,300	383,100	420,900	439,800		
91	329,300	345,700	384,300	421,600	440,100		
92	330,200	347,100	385,500	422,100	440,300		
93		348,400	386,800	422,500	440,500		
94		350,000	388,000	422,900	440,800		
95		351,500	389,200	423,400	441,100		
96		353,000	390,300	423,900	441,300		
97		354,400	391,400	424,400	441,500		
98				424,800	441,800		
99				425,300	442,100		
100				425,800	442,300		
101				426,300	442,500		
102				426,800			
103				427,400			
104				427,900			
105				428,300			
106				428,900			
107				429,300			
108				429,500			
109				429,800			
110				430,300			
111				430,600			
112				430,900			
113				431,200			
114				431,600			
115				432,000			
116				432,400			
117				432,700			
118				433,100			
119				433,500			

	120				433,800				
	121				434,200				
	122				434,600				
	123				435,000				
	124				435,300				
	125				435,600				
定年前再任用短時間勤務職員		255,400	272,000	280,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900

別表第3中備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第8条関係）

技能職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員			円	円	円	円
	1	179,000	240,400	257,400	287,600	308,800
	2	180,200	241,200	258,200	288,600	310,600
	3	181,300	242,000	259,000	289,600	312,200
	4	182,400	242,700	259,700	290,500	313,800
	5	183,700	243,400	260,400	291,600	315,000
	6	184,900	244,100	261,300	292,300	316,000
	7	186,100	244,900	262,200	293,000	316,900
	8	187,300	245,600	263,100	293,500	317,700
	9	188,300	246,400	264,100	294,100	319,000
	10	189,500	247,100	265,000	294,700	320,300
	11	190,800	247,800	266,000	295,300	321,600
	12	192,000	248,400	266,900	295,800	322,800
	13	193,100	249,100	267,800	296,300	323,700
	14	194,300	249,500	268,600	296,900	324,900
	15	195,600	250,000	269,300	297,500	326,100
	16	196,900	250,400	269,700	297,900	327,200
	17	198,200	250,900	270,300	298,300	328,200
	18	199,900	251,300	270,700	298,800	329,200
	19	201,600	251,800	271,100	299,200	330,300
	20	203,300	252,200	271,500	299,500	331,400
	21	205,000	252,500	271,900	299,900	332,400
	22	206,700	252,800	272,400	300,300	333,400
	23	208,300	253,100	272,900	300,700	334,500
	24	209,900	253,400	273,500	301,000	335,600
	25	211,500	253,900	274,200	301,300	336,600
	26	213,000	254,400	274,800	301,700	337,700
	27	214,500	254,800	275,400	302,100	338,800
	28	215,900	255,300	276,200	302,400	339,800
	29	217,300	255,800	277,000	302,700	340,800
	30	218,800	256,300	277,700	303,100	341,800
	31	220,300	256,700	278,200	303,400	342,700

	32	221, 800	257, 100	278, 900	303, 800	343, 700
	33	223, 200	257, 400	279, 700	304, 100	344, 700
	34	224, 600	257, 900	280, 400	304, 600	345, 600
	35	226, 000	258, 400	281, 100	305, 000	346, 600
	36	227, 400	258, 800	281, 700	305, 500	347, 600
	37	228, 800	259, 200	282, 400	306, 000	348, 600
	38	229, 800	259, 700	283, 100	306, 400	349, 600
	39	230, 900	260, 100	283, 800	306, 900	350, 600
	40	232, 000	260, 500	284, 400	307, 400	351, 500
	41	233, 000	260, 900	285, 000	307, 900	352, 400
	42	233, 800	261, 300	285, 700	308, 500	353, 300
	43	234, 700	261, 800	286, 300	309, 100	354, 100
	44	235, 500	262, 100	286, 800	309, 800	355, 000
	45	236, 400	262, 400	287, 200	310, 300	355, 900
	46	237, 200	262, 800	287, 700	310, 800	356, 900
	47	238, 000	263, 200	288, 100	311, 400	357, 900
	48	238, 800	263, 500	288, 500	311, 900	358, 800
	49	239, 600	263, 900	289, 000	312, 400	359, 700
	50	240, 100	264, 300	289, 500	312, 900	360, 600
	51	240, 600	264, 600	290, 000	313, 500	361, 500
	52	241, 100	264, 900	290, 300	314, 100	362, 300
	53	241, 700	265, 300	290, 700	314, 700	363, 100
	54	242, 200	265, 600	291, 100	315, 400	363, 900
	55	242, 700	265, 900	291, 500	316, 100	364, 700
	56	243, 200	266, 300	292, 000	316, 800	365, 400
	57	243, 700	266, 600	292, 300	317, 400	366, 100
	58	244, 000	266, 900	292, 700	318, 100	366, 900
	59	244, 300	267, 200	293, 200	318, 700	367, 700
	60	244, 700	267, 500	293, 700	319, 300	368, 300
	61	245, 100	267, 800	294, 100	319, 900	369, 000
	62	245, 500	268, 100	294, 700	320, 600	369, 600
	63	245, 900	268, 400	295, 200	321, 300	370, 300
	64	246, 300	268, 700	295, 800	321, 900	371, 000
	65	246, 600	268, 900	296, 400	322, 400	371, 600
	66	246, 900	269, 200	296, 900	322, 900	372, 100
	67	247, 200	269, 500	297, 500	323, 500	372, 600
	68	247, 500	269, 700	298, 000	324, 100	373, 100
	69	247, 700	269, 900	298, 500	324, 700	373, 500
	70	248, 000	270, 200	299, 000	325, 100	
	71	248, 300	270, 500	299, 500	325, 500	
	72	248, 600	270, 700	300, 000	326, 000	
	73	248, 800	270, 900	300, 400	326, 300	
	74	249, 100	271, 200	300, 800	326, 800	
	75	249, 400	271, 500	301, 200	327, 300	
	76	249, 600	271, 700	301, 600	327, 700	
	77	249, 800	271, 900	302, 000	327, 900	
	78	250, 100	272, 200	302, 300	328, 200	
	79	250, 400	272, 500	302, 700	328, 400	
	80	250, 600	272, 700	303, 100	328, 700	
	81	250, 800	272, 900	303, 500	329, 000	
	82	251, 100	273, 200	303, 900	329, 300	

	83	251, 400	273, 500	304, 300	329, 600
	84	251, 600	273, 700	304, 700	329, 800
	85	251, 800	273, 900	305, 000	330, 000
	86	252, 100	274, 100	305, 500	330, 300
	87	252, 400	274, 400	305, 900	330, 600
	88	252, 600	274, 700	306, 400	330, 800
	89	252, 800	274, 900	306, 700	331, 000
	90	253, 100	275, 100	307, 200	331, 200
	91	253, 400	275, 400	307, 700	331, 500
	92	253, 600	275, 600	308, 000	331, 800
	93	253, 800	275, 900	308, 400	332, 000
	94	254, 100	276, 200	308, 900	332, 300
	95	254, 400	276, 500	309, 400	332, 600
	96	254, 600	276, 700	309, 900	332, 800
	97	254, 800	276, 900	310, 200	333, 000
	98	255, 100	277, 200	310, 600	333, 300
	99	255, 300	277, 400	311, 000	333, 600
	100	255, 600	277, 700	311, 500	333, 800
	101	255, 800	277, 900	311, 900	334, 000
	102	256, 000	278, 100	312, 300	325, 700
	103	256, 300	278, 400	312, 600	325, 900
	104	256, 600	278, 700	312, 900	326, 100
	105	256, 800	278, 900	313, 200	326, 400
	106	257, 100	279, 100	313, 600	326, 700
	107	257, 400	279, 400	313, 900	326, 900
	108	257, 600	279, 600	314, 300	327, 100
	109	257, 800	279, 900	314, 600	327, 400
	110	258, 100	280, 200	315, 000	327, 700
	111	258, 400	280, 500	315, 400	327, 900
	112	258, 600	280, 700	315, 600	328, 100
	113	258, 800	280, 900	315, 800	328, 400
	114	259, 100	281, 200	316, 100	328, 700
	115	259, 400	281, 400	316, 400	328, 900
	116	259, 600	281, 600	316, 600	329, 100
	117	259, 800	281, 900	316, 800	329, 400
	118	260, 100	282, 200	317, 100	329, 700
	119	260, 400	282, 500	317, 400	329, 900
	120	260, 600	282, 700	317, 600	330, 100
	121	260, 800	282, 900	317, 800	330, 400
	122		283, 100	318, 100	330, 700
	123		283, 400	318, 400	330, 900
	124		283, 700	318, 600	331, 100
	125		283, 900	318, 800	331, 400
	126		284, 100	319, 100	331, 700
	127		284, 400	319, 400	331, 900
	128		284, 700	319, 600	332, 100
	129		284, 900	319, 800	332, 400
	130		285, 100	320, 100	332, 700
	131		285, 400	320, 400	333, 000
	132		285, 700	320, 600	
	133		285, 900	320, 800	

	134		286,100			
	135		286,400			
	136		286,700			
	137		286,900			
定年前再任 用短時間勤 務職員		206,200	217,300	235,900	257,800	290,200

別表第4を次のように改める。

別表第4（第8条の3関係）

任期付職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	219,400	232,000	242,000	250,600	276,300
2	221,000	233,700	243,300	252,500	277,300
3	222,600	235,000	244,700	254,400	278,300
4	224,100	236,300	246,100	256,300	279,300
5	225,600	237,600	247,500	258,100	280,300
6	227,200	238,700	248,900	260,000	281,300
7	228,800	239,800	250,300	261,900	282,200
8	230,400	240,900	251,700	263,800	283,200
9	232,000	242,000	253,100	265,500	284,200
10	233,700	242,900	254,300	267,400	285,200
11	235,000	243,800	255,600	269,000	286,200
12	236,300	244,800	256,900	270,600	287,200
13	237,600	245,800	258,100	272,300	288,200
14	238,700	246,700	259,300	273,300	289,500
15	239,800	247,600	260,500	274,300	290,800
16	240,900	248,400	261,700	275,300	292,000
17	242,000	249,200	262,800	276,300	293,200
18	242,900	249,900	263,900	277,300	294,500
19	243,800	250,500	265,000	278,300	295,700
20	244,800	251,100	266,100	279,300	296,900
21	245,800	251,800	267,000	280,300	297,900
22	246,700	252,400	268,000	281,300	
23	247,600	253,000	269,000	282,200	
24	248,400	253,600	270,000	283,200	
25	249,200	254,100	271,000	284,200	
26				285,200	
27				286,200	
28				287,200	
29				288,200	
30				289,500	
31				290,800	
32				292,000	
33				293,200	

第3条 池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改め、同条第4項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の126.25」とする」を「100分の125」とする」に改める。

第34条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改め、同項第3号中「100分の106.25」を「100分の105」に改める。

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（令和2年池田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号中「教育委員会が特に承認する交通用具」を「の交通用具で教育委員会規則で定めるもの」に改め、同条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改め、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員のうち、駐車場（教育委員会規則で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を利用し、当該駐車場の駐車料金を負担することを常例とするものには、前項の規定により算定した額のほか、教育委員会規則で定めるところにより算定した1か月当たりの当該駐車場の駐車料金の額に相当する額（当該額が5,000円を超えるときは、5,000円）を通勤手当として支給する。

第21条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第6条、第12条、附則第19項関係）

教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	200,300	232,000	250,600	303,400	346,600	385,800
	2	202,000	233,700	252,500	305,600	348,500	388,400
	3	203,600	235,000	254,400	307,800	350,300	390,700
	4	205,200	236,300	256,300	310,000	352,100	392,900
	5	206,700	237,600	258,100	312,100	353,800	394,800
	6	208,400	238,700	260,000	314,300	355,500	397,100
	7	210,000	239,800	261,900	316,600	357,100	399,200
	8	211,600	240,900	263,800	318,800	358,800	401,200
	9	213,100	242,000	265,500	321,100	360,400	403,200
	10	214,800	243,300	267,400	322,800	362,100	405,500
	11	216,500	244,700	269,000	324,500	363,700	407,700
	12	218,200	246,100	270,600	326,000	365,300	409,900
	13	219,400	247,500	272,300	327,400	366,800	412,100
	14	221,000	248,900	273,300	328,700	368,500	414,400
	15	222,600	250,300	274,300	330,000	370,100	416,600
	16	224,100	251,700	275,300	331,300	371,700	418,900
	17	225,600	253,100	276,300	332,600	373,300	420,700
	18	227,200	254,300	277,300	334,400	375,100	422,600
	19	228,800	255,600	278,300	336,200	376,600	424,500
	20	230,400	256,900	279,300	337,900	378,200	426,300
	21	232,000	258,100	280,300	339,600	379,500	428,100
	22	233,700	259,300	281,300	341,300	381,100	429,900
	23	235,000	260,500	282,200	343,000	382,700	431,700

24	236, 300	261, 700	283, 200	344, 600	384, 200	433, 500
25	237, 600	262, 800	284, 200	346, 200	386, 100	435, 100
26	238, 700	263, 900	285, 200	347, 900	388, 000	436, 600
27	239, 800	265, 000	286, 200	349, 600	389, 900	438, 100
28	240, 900	266, 100	287, 200	351, 200	391, 700	439, 600
29	242, 000	267, 000	288, 200	352, 700	393, 200	441, 100
30	242, 900	268, 000	289, 500	354, 300	395, 000	442, 400
31	243, 800	269, 000	290, 800	355, 900	396, 700	443, 700
32	244, 800	270, 000	292, 000	357, 400	398, 300	444, 900
33	245, 800	271, 000	293, 200	358, 800	400, 000	446, 100
34	246, 700	271, 900	294, 500	360, 500	401, 400	447, 400
35	247, 600	272, 700	295, 700	362, 100	402, 800	448, 700
36	248, 400	273, 600	296, 900	363, 700	404, 200	449, 900
37	249, 200	274, 400	297, 900	364, 800	405, 600	451, 100
38	249, 900	275, 200	299, 100	366, 300	406, 800	451, 900
39	250, 500	276, 000	300, 300	367, 800	408, 000	452, 700
40	251, 100	276, 700	301, 600	369, 300	409, 000	453, 500
41	251, 800	277, 400	302, 900	371, 000	410, 100	454, 100
42	252, 400	278, 200	303, 900	372, 800	411, 300	454, 700
43	253, 000	279, 000	304, 900	374, 400	412, 400	455, 300
44	253, 600	279, 600	305, 900	376, 100	413, 500	455, 900
45	254, 100	280, 300	307, 000	377, 500	414, 200	456, 600
46	254, 700	281, 100	308, 200	378, 800	414, 900	457, 400
47	255, 300	281, 800	309, 300	380, 000	415, 500	457, 800
48	255, 800	282, 500	310, 500	381, 400	416, 200	458, 500
49	256, 200	283, 200	311, 600	382, 500	416, 800	459, 000
50	256, 600	283, 900	312, 900	383, 400	417, 400	459, 400
51	256, 900	284, 600	314, 200	384, 400	417, 900	459, 800
52	257, 200	285, 300	315, 500	385, 400	418, 300	460, 200
53	257, 500	286, 000	316, 700	386, 200	418, 700	460, 600
54	257, 800	286, 600	318, 000	387, 100	418, 900	460, 900
55	258, 100	287, 300	319, 300	388, 000	419, 200	461, 200
56	258, 400	287, 900	320, 600	388, 800	419, 500	461, 500
57	258, 700	288, 600	321, 900	389, 600	419, 800	461, 800
58	259, 000	289, 200	323, 100	390, 400	420, 100	462, 100
59	259, 300	289, 900	324, 400	391, 200	420, 400	462, 400
60	259, 600	290, 600	325, 500	391, 900	420, 700	462, 700
61	259, 900	291, 100	326, 400	392, 600	420, 900	463, 000
62	260, 200	291, 700	327, 700	393, 300	421, 200	463, 300
63	260, 500	292, 300	329, 000	394, 000	421, 400	463, 600
64	260, 800	293, 000	330, 300	394, 700	421, 700	463, 900
65	261, 100	293, 600	331, 400	395, 200	421, 900	464, 200
66	261, 400	294, 200	332, 700	395, 800	422, 200	
67	261, 700	294, 800	333, 900	396, 000	422, 500	
68	262, 000	295, 500	335, 100	396, 200	422, 800	
69	262, 300	296, 100	336, 400	396, 500	423, 000	
70	262, 600	296, 700	337, 400		423, 300	
71	262, 900	297, 200	338, 500		423, 600	
72	263, 200	297, 700	339, 600		423, 800	
73	263, 500	298, 200	340, 300		424, 000	
74	263, 800	298, 800	341, 200		424, 300	
75	264, 100	299, 300	341, 900		424, 600	
76	264, 400	299, 900	342, 700		424, 800	
77	264, 700	300, 300	343, 500		425, 000	
78	265, 000	300, 800	343, 900		425, 300	

	79	265,300	301,300	344,400		425,600	
	80	265,600	301,900	345,100		425,800	
	81	265,900	302,400	345,900		426,000	
	82	266,200	302,800	346,600		426,300	
	83	266,500	303,100	347,300		426,600	
	84	266,800	303,400	347,900		426,800	
	85	267,100	303,600	348,400		427,000	
	86	267,400	303,900	349,000			
	87	267,700	304,100	349,500			
	88	268,000	304,400	350,100			
	89	268,300	304,600	350,400			
	90			350,900			
	91			351,200			
	92			351,600			
	93			352,000			
	94			352,500			
	95			353,000			
	96			353,500			
	97			353,800			
	98			354,200			
	99			354,600			
	100			355,000			
	101			355,300			
	102			355,700			
	103			356,100			
	104			356,500			
	105			356,700			
	106			357,100			
	107			357,500			
	108			357,900			
	109			358,100			
	110			358,400			
	111			358,800			
	112			359,100			
	113			359,400			
	114			359,800			
	115			360,200			
	116			360,600			
	117			361,100			
	118			361,500			
	119			361,900			
	120			362,300			
	121			362,800			
	122			363,200			
	123			363,500			
	124			363,800			
	125			364,200			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		200,300	227,800	259,000	305,700	331,900	374,800

第5条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の10

6. 25」に改め、同条第3項中「100分の127. 5」を「100分の126. 25」に、「100分の72. 5」を「100分の71. 25」に、「100分の107. 5」を「100分の106. 25」に、「100分の62. 5」を「100分の61. 25」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の107. 5」を「100分の106. 25」に、「100分の127. 5」を「100分の126. 25」に改め、同項第2号中「100分の52. 5」を「100分の51. 25」に、「100分の62. 5」を「100分の61. 25」に改める。

(人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第6条 人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例（令和7年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則別表第2を次のように改める。

附則別表第2（附則第7項関係）

パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	基準月額	基準月額	基準月額	基準月額
1	円 177,071	円 200,462	円 233,571	円 242,724
2	178,201	201,705	235,718	245,662
3	179,331	203,174	237,978	248,939
4	180,574	204,417	240,012	252,103
5	181,930	205,660	242,046	255,493
6	183,286	207,355	244,080	258,770
7	184,529	208,937	246,227	262,160
8	185,772	210,406	248,374	265,550
9	186,902	211,988	250,182	268,940
10	188,145	213,683	252,329	271,878
11	189,501	215,491	254,363	275,042
12	190,857	217,412	256,171	277,867
13	191,874	218,768	257,979	280,466
14	193,230	220,463	260,126	282,387
15	194,699	222,158	262,160	284,421
16	196,055	223,740	264,307	286,342
17	197,298	225,435	266,002	288,263
18	199,106	228,147	267,810	289,845
19	200,575	230,746	269,618	291,314
20	201,931	233,458	271,426	292,783
21	203,400	236,057	272,895	294,817
22	204,756	238,204	274,590	296,964
23	206,225	239,899	276,172	299,111
24	207,694	241,707	277,980	301,145
25	209,050	243,515	279,562	303,179
26	210,745	245,210	281,596	305,213
27	212,666	246,905	283,404	307,586
28	214,361	248,600	284,986	309,733
29	216,169	250,182	286,568	311,541
30	217,751		288,376	313,575
31	219,559		290,297	315,496
32	221,367		291,879	317,417
33	223,062		293,122	319,338
34	225,209		294,930	321,259
35	227,130		296,512	323,067
36	229,277		297,868	324,536
37	231,198		299,337	325,892

38	232, 554	300, 467	327, 474
39	234, 249	301, 484	329, 282
40	235, 605	302, 614	330, 864
41	236, 735	303, 744	332, 446
42	238, 543	304, 761	333, 802
43	239, 899	305, 778	334, 932
44	241, 368	306, 682	335, 836
45	243, 176	307, 586	336, 853
46	244, 419	308, 829	337, 870
47	245, 436	310, 298	338, 661
48	246, 792	311, 541	339, 452
49	248, 148	313, 123	340, 243
50	249, 278	314, 479	340, 808
51		315, 835	341, 373
52		317, 191	341, 938
53		318, 434	342, 616
54		319, 790	343, 181
55		321, 146	343, 746
56		322, 389	344, 311
57		323, 519	344, 989
58		324, 649	346, 006
59		326, 005	347, 136
60		327, 022	348, 379
61		328, 039	349, 396
62		329, 282	350, 752
63		330, 299	352, 108
64		331, 316	353, 238
65		332, 446	354, 368
66		333, 576	355, 498
67		334, 593	356, 515
68		335, 723	357, 758
69		336, 853	358, 549
70		338, 209	359, 340
71		339, 226	360, 244
72		340, 243	361, 148
73		340, 808	361, 939
74		341, 712	362, 956
75		342, 616	364, 199
76		343, 633	365, 103
77		344, 876	365, 894
78		345, 780	366, 798
79		346, 797	367, 815
80		347, 814	368, 832
81		348, 605	369, 623
82		349, 170	370, 640
83		349, 622	371, 544
84		350, 074	372, 448
85		350, 300	373, 013
86		350, 639	373, 917
87		351, 091	374, 708
88		351, 430	375, 725

89			351, 656	376, 742
90				377, 872
91				378, 663
92				379, 454
93				380, 245
94				381, 036
95				381, 827
96				382, 505
97				382, 957
98				383, 522
99				383, 974
100				384, 313
101				384, 652
102				384, 991
103				385, 330
104				385, 669
105				386, 234
106				386, 912
107				387, 477
108				387, 929
109				388, 381
110				388, 946
111				389, 398
112				390, 076
113				390, 528
114				391, 093
115				391, 545
116				391, 997
117				392, 336
118				392, 788
119				393, 466
120				394, 031
121				394, 257
122				394, 822
123				395, 387
124				395, 726
125				395, 952
126				396, 404
127				396, 969
128				397, 421
129				397, 647
130				398, 099
131				398, 664
132				399, 229
133				399, 568
134				400, 020
135				400, 585
136				400, 924
137				401, 263
138				401, 715
139				402, 167

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定（池田市一般職の職員の給与に関する条例第8条の2第1項、第16条（見出しを含む。）、第29条の2第2項第2号、第33条第2項から第4項まで及び第34条第2項、附則別表第7並びに別表第1から別表第4までの改正規定に限る。）及び第4条の規定（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例第19条第2項第2号、第21条第2項及び第3項、第24条第2項並びに別表第1の改正規定に限る。）並びに次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正一般職給与条例」という。）第8条の2第1項及び第29条の2第2項第2号、附則別表第7並びに別表第1から別表第4までの規定並びに第4条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正教育職員給与条例」という。）第19条第2項第2号及び別表第1の規定は令和7年4月1日からの給与について、改正一般職給与条例第33条第2項から第4項まで及び第34条第2項の規定並びに改正教育職員給与条例第21条第2項及び第3項並びに第24条第2項の規定は令和7年12月1日からの給与について適用する。  
(給与の内扱)
- 3 前項の場合において、第2条の規定による改正前の池田市一般職の職員の給与に関する条例の規定及び第4条の規定による改正前の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正一般職給与条例の規定及び改正教育職員給与条例の規定による給与の内扱とみなす。  
(委任)
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

教育公務員特例法第13条第2項の条例で定める校務の種類を定める条例をここに公布する。

令和7年12月23日

池田市長 瀧澤智子

池田市条例第54号

教育公務員特例法第13条第2項の条例で定める校務の種類を定める条例

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条第2項の条例で定める校務の種類は、教育公務員特例法施行規則（令和4年文部科学省令第21号）第1条各号に掲げる校務の種類とする。

## 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

池田市長 瀧澤智子

池田市条例第55号

池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の220」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年12月1日からの期末手当について適用する。  
(期末手当の内扱)
- 3 前項の場合において、第1条の規定による改正前の池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

池田市長 瀧澤智子

池田市条例第56号

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（令和2年池田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「4,000円」を「2,800円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

## 規 則

池田市表彰条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月31日

池田市長 瀧澤智子

池田市規則第69号

池田市表彰条例施行規則の一部を改正する規則

池田市表彰条例施行規則（昭和37年池田市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

表彰審査委員会（以下「審査会」という。）の委員（以下「委員」という。）は、6人とする。

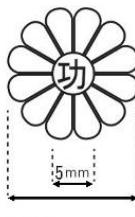
第3条中第6項を第7項とし、第5項を削り、同条第4項中「議決」を「議事」に、「出席委員」を「出席した委員」に、「により」を「で決し」に、「議長」を「、議長」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

第3条第2項中「任命し」を「委嘱し、又は任命するものとし」に、「前任者」を「、前任者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員は、市議会、執行機関及び学識経験者のうちから市長が委嘱し、又は任命するものとし、その任期は、2年とする。

別表有功賞の項及び功労賞の項を次のように改める。

有功賞	有功章	 15 mm	<ul style="list-style-type: none"><li>1 色は、金色とする。</li><li>2 中央の文字は、浮き彫りとする。</li><li>3 裏面には「有功章」の文字及び番号を彫刻する。</li><li>4 き章は、ピン留めとする。</li></ul>
功労賞	功労章	 15 mm	<ul style="list-style-type: none"><li>1 地は、金色とする。</li><li>2 市章の井桁は、金色とする。</li><li>3 中央の文字は、銀色とする。</li><li>4 き章は、ピン留めとする。</li></ul>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月12日

池田市長 瀧澤智子

## 池田市規則第70号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等施行細則（平成18年池田市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定による申請書は」を「申請書は、」に改め、「様式第1号」の次に「。第11条第1項及び第15条において「介護給付費等支給申請書」という。」を加え、同条第2項ただし書中「同項ただし書」の次に「に定めるもの」を加え、「施行規則第7条第1項」を「同条第1項」に、「、市長」を「市長」に改める。

第4条中「介護給付費等の」を「介護給付費又は訓練等給付費の」に、「あたって、介護給付費等」を「当たって、介護給付費又は訓練等給付費」に、「以下」を「次条において」に、「とき又は不支給の旨の決定をしたときは、」を「ときは」に、「又は」を「。第11条第3項及び第16条において「介護給付費等支給決定通知書」という。」、支給しない旨を決定したときは」に改め、「様式第4号」の次に「。第11条第3項及び第16条において「介護給付費等不支給決定通知書」という。」を加える。

第6条第1項中「規定による」を削り、「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」を「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」に改め、「様式第6号」の次に「。第18条第1項において「介護給付費等支給変更申請書」という。」を加え、同条第2項中「による通知」を「により障害支援区分の変更を認定したとき」に改め、「様式第7号」の次に「により通知するもの」を加え、同条第3項中「様式第8号」の次に「。第13条及び第18条第2項において「介護給付費等支給変更決定通知書」という。」を加える。

第8条第1項中「規定による」を削り、「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給申請事項変更届」を「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給申請事項変更届出書」に改め、「様式第10号」の次に「。第11条第4項及び第19条第1項において「介護給付費等申請事項変更届出書」という。」を加え、同条第2項中「の事項」を「に掲げる事項」に改め、同項ただし書中「同条第2項ただし書」の次に「に定めるもの」を加え、「施行規則第22条第1項」を「同条第1項」に、「、市長」を「市長」に改める。

第10条第1項中「第31条の規定による」を「第31条第1項の」に改め、「様式第12号」の次に「。第12条第1項及び第21条において「特例介護給付費等支給申請書」という。」を加え、同条第2項中「特例介護給付費等の」を「特例介護給付費又は特例訓練等給付費の」に改める。

第11条第1項中「規定による」を削り、「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」を「介護給付費等支給申請書」に改め、同条第2項ただし書中「同項ただし書」の次に「に定めるもの」を加え、「施行規則第34条の3第1項」を「同条第1項」に改め、同条第3項中「に規定する申請書」を「の申請書」に改め、「又は不支給の旨」を削り、「、介護給付費等支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書又は介護給付費等不支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等却下通知書」を「介護給付費等支給決定通知書、支給しない旨を決定したときは介護給付費等不支給決定通知書」に改め、同条第4項中「に規定する届出書」を「の届出書」に、「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更届出書」を「介護給付費等申請事項変更届出書」に改め、同条第5項中「規定する」を「掲げる」に改め、同項ただし書中「同条第5項ただし書」の次に「に定めるもの」を加え、「施行規則第34条の3第4項」を「同条第4項」に改める。

第12条第1項中「規定による」を削り、「特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特定障害者特別給付費・特例地域相談支援給付費・特例計画相談支援給付費支給申請書」を「特例介護給付費等支給申請書」に改め、同条第3項中「を支給する旨又は不支給の旨」を「の支給又は不支給」に改める。

第13条中「介護給付費等支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」を「介護給付費等支給変更決定通知書」に改める。

第15条中「規定による」を削り、「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」を「介護給付費等支給申請書」に改める。

第16条中「あたって」を「当たって」に、「の支給決定をしたとき又は不支給の旨の決定をしたときは、介護給付費等支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書又は介護給付費等不支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等却下通知書」を「を支給する旨を決定したときは介護給付費等支給決定通知書、支給しない旨を決定したときは介護給付費等不支給決定通知書」に改める。

第17条中「地域相談支援給付費等」を「地域相談支援給付費」に改める。

第18条第1項中「規定による」を削り、「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」を「介護給付費等支給変更申請書」に改め、同条第2項中「介護給付費等支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」を「介護給付費等支給変更決定通知書」に改める。

第19条第1項中「規定による」を削り、「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給申請事項変更届」を「介護給付費等申請事項変更届出書」に改め、同条第2項中「の事項」を「に掲げる事項」に改め、同項ただし書中「同条第2項ただし書」の次に「に定めるもの」を加え、「施行規則第34条の4第1項」を「同条第1項」に改める。

第21条中「規定による」を削り、「特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特定障害者特別給付費・特例地域相談支援給付費・特例計画相談支援給付費支給申請書」を「特例介護給付費等支給申請書」に改める。

様式第10号中「第8条」の次に「、第11条」を加える。

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により提出されている書類は、それぞれこの規則による改正後の様式（同項において「新様式」という。）により提出された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間それぞれ新様式による書類として使用することができる。
- 4 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式第5号に規定する様式による障害福祉サービス受給者証は、その定められた有効期間が経過するまでの間、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による障害福祉サービス受給者証として取り扱うことができる。

## 児童福祉法による障害児通所給付費等の支給及び障害児通所支援等の措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年11月17日

池田市規則第71号

## 児童福祉法による障害児通所給付費等の支給及び障害児通所支援等の措置に関する規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。

第1条中「第21条の5の2第1項の規定による」を「第21条の5の2に規定する」に、「第24条の25の規定による」を「第24条の25に規定する」に改める。

第2条の見出し中「支給申請」を「支給申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容の審査の上、障害児通所給付費を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）をしたときは障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第2号）により、障害児通所給付費を支給しない旨の決定をしたときは却下決定通知書（様式第3号）により、その申請をした者に通知する。

第3条を削る。

第4条第1項中「前条」を「前条第2項」に、「通知した」を「したときは、当該支給決定を受けた」に、「に規定する」を「の規定により」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条第1項中「規定する申請書」の次に「又は施行令第24条に規定する障害児通所支援負担上限月額（以下「障害児通所支援負担上限月額」という。）の変更に係る申請書」を加え、同条第2項中「に規定する」を「の規定による通知又は障害児通所支援負担上限月額の変更の決定に係る」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第2項中「申請が」を「申請書の提出が」に、「を審査し」を「の審査の上」に、「の決定をしたときは」を「を決定し」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（障害児通所給付費等の特例給付の支給申請等）

第9条 法第21条の5の11の規定による障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の特例給付の申請書（様式第13号）とする。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容の審査の上、障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の特例給付の支給又は不支給を決定し、障害児通所給付費等の特例給付支給（不支給）決定通知書（様式第14号）により当該申請をした者に通知する。

3 法第21条の5の11第1項の規定により読み替えられた法第21条の5の3第2項第2号に規定する市が定める額は、0円とする。

4 法第21条の5の11第2項の規定により読み替えられた法第21条の5の4第3項に規定する市が定める額は、0円とする。

第10条第1項中「様式第13号」を「様式第15号」に改め、同条第2項中「申請が」を「申請書の提出が」に、「を審査し」を「の審査の上」に、「の決定をしたときは」を「を決定し」に、「様式第14号」を「様式第16号」に改める。

第11条第1項中「様式第15号」を「様式第17号」に改め、同条第2項中「様式第16号」を「様式第18号」に改める。

第13条第3項中「様式第17号」を「様式第19号」に改める。

第14条第2項中「様式第18号」を「様式第20号」に改め、同条第3項中「を審査し」を「の審査の上」に、「様式第19号」を「様式第21号」に改める。

第15条第1項中「様式第20号」を「様式第22号」に改め、同条第2項中「場合」を「とき」に、「を審査し」を「の審査の上」に、「決定したときは」を「決定し」に、「様式第21号」を「様式第23号」に、「もの」を「者」に改める。

申請者	フリガナ			生年月日	年 月 日		
	氏 名	(個人番号)					
	居住地	〒 電話番号					
フリガナ			生年月日	年 月 日			
支給申請に係る 児童 氏名				続柄			
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号		疾病名	
被保険者記号・番号(※)				保険者名及び保険者番号(※)			

※「被保険者記号・番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、医療型児童発達支援を申請する場合に記入すること。

】

申請者	フリガナ			個人番号	：：：：：：	：：：：：：	：：：：：：	：：：：：：
	氏 名			生年月日	年 月 日			
	居住地	〒 電話番号						
フリガナ			個人番号	：：：：：：	：：：：：：	：：：：：：	：：：：：：	
支給申請に係る 児童 氏名			生年月日	年 月 日				
			続柄					

「  
□児童  
□医療  
に、

身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号			疾病名	
-----------	--	--------	--	---------------	--	--	-----	--

発達支援	を	<input type="checkbox"/> 児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。） <input type="checkbox"/> 児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）	に改める。
型児童発達支援			

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

(様式 略)

様式第4号中「第4条関係」を「第3条関係」に改め、「2 指定通所支援」の次に「、共生型通所支援」を加え、「医療型児童発達支援を」を「児童発達支援のうち治療に係るもの」に、「医療保険の被保険者証」を「マイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。）等」に、「指定医療型児童発達支援事業所」を「指定児童発達支援事業所（治療を行うものに限る。）」に改める。

様式第5号中「第4条関係」を「第3条関係」に、	<table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>被保険者証の記号及び番号</td> <td></td> <td>保険者名及び番号</td> </tr> </table>	氏名		年月日	被保険者証の記号及び番号		保険者名及び番号	を
氏名		年月日						
被保険者証の記号及び番号		保険者名及び番号						

氏名	年月日	に、「医療型児童発達支援を」を「児童発達支援のうち
----	-----	---------------------------

治療に係るもの（以下「肢体不自由児通所医療」という。）を」に、「医療保険の被保険者証」を「マイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。）等」に、「指定医療型児童発達支援事業所」を「指定児童発達支援事業所（治療を行うものに限る。）」に、「医療型児童発達支援に」を「児童発達支援に」に改める。

様式第6号及び様式第7号を次のように改める。

(様式 略)

様式第8号中「第7条関係」を「第6条関係」に、

申請者	フリガナ		生年月日	電話番号
	氏名	(個人番号)		
申請者	居住地	〒		
	フリガナ		生年月日	
支給申請に係る児童氏名			続柄	
	身体障害者手帳番号	療育手帳番号		
被保険者記号・番号(※)			保険者名及び保険者番号(※)	

※「被保険者記号・番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、医療型児童発達支援を申

年月日	
年月日	
疾病名	

申請者	フリガナ		個人番号								
	氏名		生年月日	年月日							
申請者	居住地	〒	電話番号								
	フリガナ		個人番号								
支給申請に係る児童氏名			生年月日	年月日							
	身体障害者手帳番号	療育手帳番号	精神障害者保健福祉手帳番号		疾病名						

請する場合に記入すること。

□児童発達支援	□児童発達支援（肢体不自由のある児童に 対して治療を行うものを除く。）
□医療型児童発達支援	□児童発達支援（肢体不自由のある児童に 対して治療を行うものに限る。）

を

に改める。
-------

様式第9号から様式第14号までを次のように改める。

(様式 略)

様式第21号を様式第23号とする。

個人番号 :	生年月日	年 月 日	を	個人番号 :	生年月日
--------	------	-------	---	--------	------

に、

生年月日	年 月 日	個人番号 :	生年月日
------	-------	--------	------

に、

年 月 日	個人番号	生年月日	年 月 日	続 柄

に、「指

年 月 日	個人番号	生年月日	年 月 日	続 柄

定障害児相談支援事業所名」を「指定障害児相談支援事業所」に改め、同様式を様式第22号とする。

様式第19号を様式第21号とし、様式第15号から様式第18号までを2様式ずつ繰り下げ、様式第14号の後に次の2様式を加える。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、この規則による改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。
- 4 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式第4号による通所受給者証又はこの規則による改正前の様式第5号による肢体不自由児通所医療受給者証は、その定められた有効期間が経過するまでの間、それぞれ通所受給者証又は肢体不自由児通所医療受給者証として児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び同法に基づく命令の規定に基づき取り扱うことができる。

---

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月1日

池田市長 瀧澤智子

池田市規則第72号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成28年池田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第17条第3号中「就いた場合」の次に「（前2号に掲げる場合を除く。）」を、「日から」の次に「起算して」を加え、「第28条第3項第1号括弧書」を「第28条第3項第1号」に、「同法第86条第2項に規定する」を「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の16の2第1項第1号イに掲げる場合（令和9年以後の各年分にあっては、同項各号列記以外の部分に規定する場合）における同項の規定による」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第17条第3号の規定は、この規則の施行の日以後に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合について適用し、同日前に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合については、なお従前の例による。

---

池田市公示令達規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月19日

池田市長 瀧澤智子

池田市規則第73号

池田市公示令達規則の一部を改正する規則

池田市公示令達規則（昭和37年池田市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第1条各号を次のように改める。

- (1) 条例
- (2) 規則
- (3) 告示
- (4) 訓令

第1条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

(趣旨)

第1条 本市の公示及び令達は、別に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

第3条を次のように改める。

(公示令達の方法)

第3条 公示及び令達は、総合政策部法制課において、暦年によりその種類ごとに一連の番号を付して行うものとする。

- 2 前項の番号は、別記様式により整理するものとする。

- 3 公示は、池田市公告式条例（昭和25年池田市条例第24号）の規定により本市役所前の掲示場に掲示して行うものとし、その期間は、少なくともその掲示を始めた日から2週間とする。

- 4 令達は、電子情報処理組織を使用する方法その他の適切な方法で行うものとする。

別表を削る。

附則の次に次の様式を加える。

(様式 略)

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

---

池田市行政不服審査法の規定に基づく行政手続の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月19日

池田市長 瀧澤智子

池田市規則第74号

池田市行政不服審査法の規定に基づく行政手続の実施に関する規則の一部を改正する規則

池田市行政不服審査法の規定に基づく行政手続の実施に関する規則（平成28年池田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「場合」の次に「（処分庁又は不作為庁が市の行政庁でない場合を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 処分庁又は不作為庁が市の行政庁でない場合で、市長が審査庁となるときにおける審査庁の庶務は、処分又は不作為に係る事項に関する事務を担当する課が担当するものとする。

第4条中「掲げる処分等担当課」の次に「（前条第2項に規定する場合にあっては、同項の規定により審査庁の庶務を担当する課、別表において同じ。）」を加え、「課長の職（課長の職に相当する職を含む。以下同じ。）にある者」を「課の長」に改め、同条第3号中「職」の次に「（これに相当する職を含む。別表において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

池田市聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

池田市長 瀧澤智子

## 池田市規則第75号

池田市聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則

池田市聴聞等の手続に関する規則（平成6年池田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この規則は、」の後に「市長が」を加え、「、池田市行政手続条例」を「又は池田市行政手続条例」に、「又は行政手続法及び池田市行政手続条例の規定に基づく行政手続の実施に関する規則（平成27年池田市規則第11号）に定めるもののほか、」を「の規定に基づき行う」に改める。

第3条第2項中「法第15条第3項」を「法第15条第4項に規定する同条第1項各号に掲げる事項を記載した書面」に、「第15条第3項の」を「第15条第4項に規定する同条第1項各号に掲げる事項を記載した」に、「これらの規定による掲示」を「法第15条第4項又は条例第15条第4項に規定する公示事項が記載された書面」に改める。

第14条第2項中「準用する法第15条第3項又は条例第29条において準用する条例第15条第3項の」を「読み替えて準用する法第15条第4項に規定する法第30条各号に掲げる事項を記載した書面又は条例第29条において読み替えて準用する条例第15条第4項に規定する条例第28条第1項各号に掲げる事項を記載した」に、「これらの規定による掲示」を「法第31条において読み替えて準用する法第15条第4項又は条例第29条において読み替えて準用する条例第15条第4項に規定する公示事項が記載された書面」に、「様式第2号の2）により行わなければならない」を「様式第11号）によるものとする」に改める。

第15条中「第28条」を「第28条第1項」に改め、「第31条において」及び「第29条において」の後に「読み替えて」を加える。

様式第2号を次のように改め、同様式を様式第2号（その1）とする。

（様式 略）

様式第2号（その1）の後に次の1様式を加える。

（様式 略）

様式第2号の2を削る。

様式第10号の後に次の2様式を加える。

（様式 略）

### 附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

---

行政手続法及び池田市行政手続条例の規定に基づく行政手続の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

池田市長 瀧澤智子

## 池田市規則第76号

行政手続法及び池田市行政手続条例の規定に基づく行政手続の実施に関する規則の一部を改正する規則

行政手続法及び池田市行政手続条例の規定に基づく行政手続の実施に関する規則（平成27年池田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

池田市行政手続条例施行規則

第1条中「行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）」を「別に定めるもののほか」に、「又は池田市聴聞等の手続に関する規則（平成6年池田市規則第20号）に定めるもののほか、市に対する申請、届出その他の行政手続」を「の施行」に改める。

第2条中「法又は」を削る。

第3条第1号中「市長等」を「行政庁」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（公示送達の方法）

第4条 条例第15条第4項（条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

（2）インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

（職員以外に聴聞を主宰することができる者）

第5条 条例第19条第1項の規則で定める者は、条例等に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている处分に係る聴聞の主宰にあっては、当該合議制の機関の構成員とする。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。  
(池田市聴聞等の手続に関する規則の一部改正)
- 2 池田市聴聞等の手続に関する規則（平成6年池田市規則第20号）の一部を次のように改正する。  
第7条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

---

池田市ホームヘルパー手数料条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

池田市長 瀧澤智子

池田市規則第77号

池田市ホームヘルパー手数料条例施行規則を廃止する規則

池田市ホームヘルパー手数料条例施行規則（昭和58年池田市規則第18号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

池田市火災予防条例施行規則及び池田市消防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

池田市長 瀧澤智子

池田市規則第78号

池田市火災予防条例施行規則及び池田市消防法施行細則の一部を改正する規則

(池田市火災予防条例施行規則の一部改正)

第1条 池田市火災予防条例施行規則（昭和37年池田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条の3を第4条の4とし、第4条の2を第4条の3とし、第4条の次に次の1条を加える。  
(林野火災に関する注意報の発令基準)

第4条の2 条例第29条の8の規定による林野火災に関する注意報は、1月から5月までの間において、気象条件が次の各号のいずれかに該当するときに発令する。ただし、降水又は積雪が見込まれる場合その他市長が必要ないと認める場合には、発令しないことができる。

- (1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であるとき。
- (2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、乾燥注意報が発表されたとき。

第2号の2様式中「第4条の2」を「第4条の3」に改める。

第2号の3様式中「第4条の3」を「第4条の4」に改める。

「炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー

給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備

第5号様式中 ヒートポンプ冷暖房機 設置届出書を  
火花を生ずる設備・放電加工機

「炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー

給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備

一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機  
火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書に改める。

」

(池田市消防法施行細則の一部改正)

第2条 池田市消防法施行細則（昭和23年池田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 前項に定めるもののほか、池田市火災予防条例施行規則（昭和37年池田市規則第24号）第4条の2に規定する林野火災（山林、原野等における火災をいう。以下この項において同じ。）に関する注意報の発令基準を満たすことに加え、強風注意報が発表されたときは、林野火災の予防を目的として火災警報を発令する。ただし、降水又は積雪が見込まれる場合その他市長が必要ないと認める場合には、発令しないことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第1条中池田市火災予防条例施行規則第5号様式の改正規定及び次項の規定は、同年3月31日から施行する。

(池田市火災予防条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現にある第1条の規定による改正前の池田市火災予防条例施行規則第5号様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間同条の規定による改正後の池田市火災予防条例施行規則第5号様式による書類として使用することができる。

---

池田市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

池田市長 瀧澤智子

池田市規則第79号

池田市公印規則の一部を改正する規則

池田市公印規則（昭和37年池田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表の1一般公印の表中	「池田市立五月山動物園長之印	32	古印書	方1. 9種	みどり農政課長	を削除
	32		に、	園 五 池 長 月 田 之 山 市 印 物 立	を 削 除	に

改め、別表の2専用公印の表中「、高齢受給者証用」を削り、同表国民健康保険専用池田市長之印の項中「、微収嘱託証」を削り、「特定同一世帯所属者異動連絡票」を「特定同一世帯所属者証明書」に改め、「回答」の次に「、高額療養費の支給に関する書類（決定通知、結果連絡及び自己負担額証明用）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

## 市 議 会

---

池田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月26日

池田市議會議長 中田正紀

池田市議会規程第3号

池田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

池田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年池田市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第13号及び様式第20号中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年12月29日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の様式により提出されているそれぞれの書類は、この規程による改正後のそれぞれの様式により提出された書類とみなす。

---

## 教 育 委 員 会

---

教育公務員特例法第25条第5項及び第6項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月17日

池田市教育委員会 教育長 藤井彰三

池田市教育委員会規則第16号

教育公務員特例法第25条第5項及び第6項に規定する手續に関する規則の一部を改正する規則

教育公務員特例法第25条第5項及び第6項に規定する手続に関する規則（平成24年池田市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改める。

第3条第1項第3号中「又は幼稚園型認定こども園の園長（以下「校園長」という。）」を「（以下「校長」という。）」に改め、同条第2項中「校園長」を「校長」に改める。

第6条中「校園長」を「校長」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月1日

池田市教育委員会 教育長 藤井彰三

池田市教育委員会規則第1号

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（令和3年池田市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

義務教育等教員特別手当額表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 650	円 800	円 1,000	円 1,430	円 1,700	円 2,200
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
	13	750	950	1,180	1,480	1,800	2,350
	14						
	15						
	16						
	17	750	980	1,200	1,500	1,800	2,450
	18						
	19						
	20						
	21	780	1,050	1,250	1,630	1,880	2,600
	22						
	23						
	24						
	25	800	1,100	1,280	1,650	1,930	2,600
	26						
	27						
	28						
	29	800	1,150	1,300	1,700	1,950	2,630

30						
31						
32						
33	830	1,150	1,330	1,750	2,000	2,630
34						
35						
36						
37	850	1,180	1,350	1,780	2,050	2,650
38						
39						
40						
41	880	1,180	1,400	1,780	2,100	2,680
42						
43						
44						
45	880	1,200	1,400	1,800	2,100	2,680
46						
47						
48						
49	900	1,200	1,430	1,800	2,150	2,700
50						
51						
52						
53	930	1,230	1,450	1,850	2,200	2,700
54						
55						
56						
57	930	1,230	1,450	1,900	2,250	2,700
58						
59						
60						
61	950	1,250	1,480	1,900	2,300	2,800
62						
63						
64						
65	950	1,280	1,500	1,900	2,350	2,800
66						
67						
68						
69	980	1,280	1,500	1,950	2,400	
70						
71						
72						
73	980	1,280	1,550		2,450	
74						
75						
76						
77	1,000	1,300	1,600		2,450	

78				
79				
80				
81	1,030	1,330	1,600	2,550
82				
83				
84				
85	1,100	1,350	1,630	2,600
86				
87				
88				
89	1,130	1,380	1,630	
90				
91				
92				
93			1,630	
94				
95				
96				
97			1,650	
98				
99				
100				
101			1,650	
102				
103				
104				
105			1,650	
106				
107				
108				
109			1,700	
110				
111				
112				
113			1,700	
114				
115				
116				
117			1,730	
118				
119				
120				
121			1,750	
122				
123				
124				
125			1,780	

定年前再任用短時間勤務職員		850	1,000	1,100	1,400	1,630	2,030
---------------	--	-----	-------	-------	-------	-------	-------

附 則  
この規則は、令和8年1月1日から施行する。